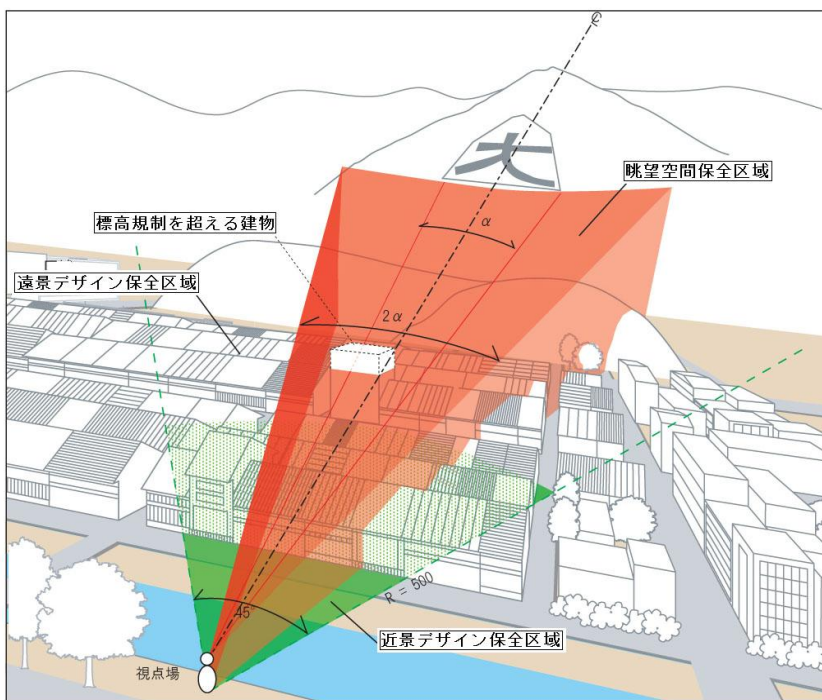


4. 眺望景観や借景の保全・創出（規制）

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして三方の山並み等が一体となって構成する優れた眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園に取り込み、一体的な景観として捉える借景を、視界に入る全ての景観が重なり合って織り成す「景色」「風景」として捉えることができます。これらの数多くの「景色」「風景」が市域全域に広がり、それらが集合して京都の景観を構成する大きな要素となっています。さらに京都の眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして捉えることもできます。

京都市では、これら先人たちによって守り継がれてきた数多くの優れた眺望景観や借景の中から特に重要なものとして49箇所を選定し、それらの保全、創出を図るため、京都市眺望景観創生条例に基づいて「眺望景観保全地域」を指定し、建築物等の標高規制やデザイン規制を行っています。また、平成30年10月からは、社寺等及びその周辺の歴史的景観の一層の保全、創出を目的に、事前協議（景観デザインレビュー）制度を実施しています。

図表 2-1-4-1 眺望景観保全地域



眺望空間保全区域

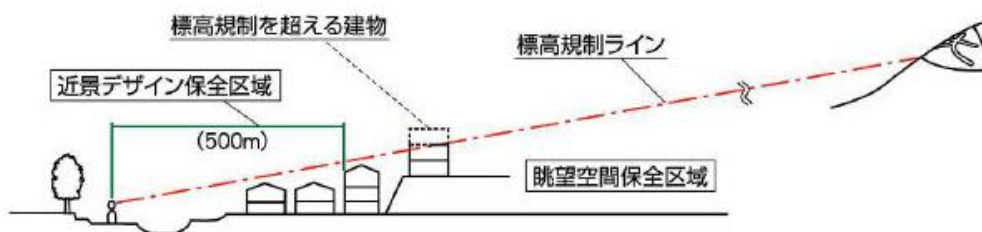
視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域

近景デザイン保全区域

視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないように形態、意匠、色彩について基準を定める区域

遠景デザイン保全区域

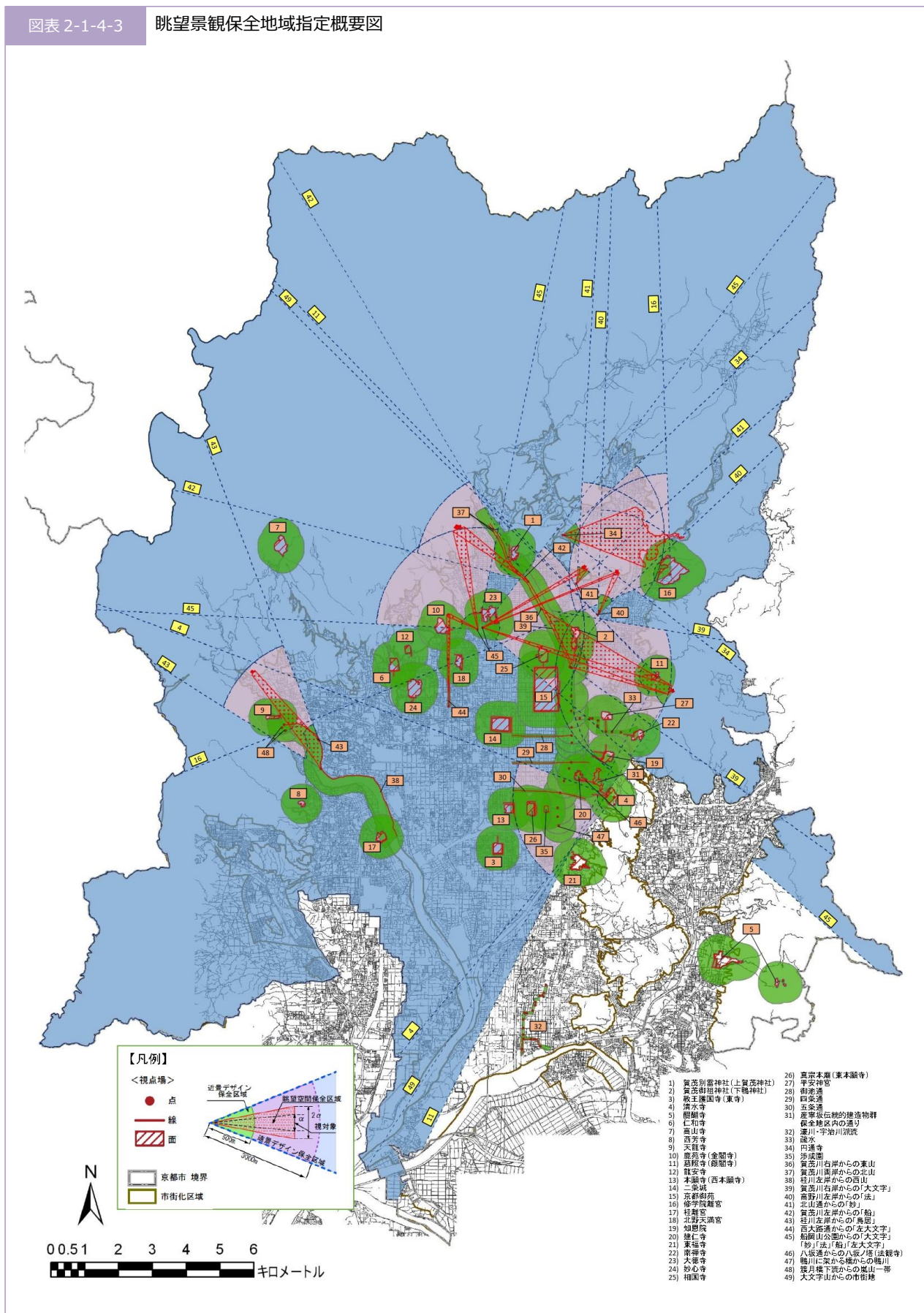
視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないように外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域



図表 2-1-4-2 49箇所眺望景観や借景

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め <27箇所>	賀茂別雷神社（上賀茂神社）、賀茂御祖神社（下鴨神社）、 教王護国寺（東寺）、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺、 天龍寺、鹿苑寺（金閣寺）、慈照寺（銀閣寺）、龍安寺、 本願寺（西本願寺）、二条城、京都御苑、桂離宮、北野天満宮、 知恩院、建仁寺、東福寺、南禅寺、大徳寺、妙心寺、相国寺、 真宗本廟（東本願寺）、平安神宮		○	
	清水寺、慈照寺（銀閣寺）、修学院離宮		○	○
境内地周辺の眺め <23箇所>	上記【境内の眺め】の対象のうち、高山寺、西芳寺、修学院離宮、 建仁寺を除く寺社等		○	
通りの眺め <4箇所>	御池通、四条通、五条通、 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め <2箇所>	濠川・宇治川派流、琵琶湖疏水		○	
庭園からの眺め <2箇所>	円通寺	○	○	○
	渉成園		○	
山並みへの眺め <3箇所>	賀茂川右岸からの東山、賀茂川両岸からの北山、 桂川左岸からの西山		○	
「しるし」への眺め <8箇所>	賀茂川右岸からの「大文字」、高野川左岸からの「法」、 北山通からの「妙」、賀茂川左岸からの「船」、 桂川左岸からの「鳥居」、 船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	○	○	○
	西大路通からの「左大文字」	○	○	
	八坂通からの「法観寺五重塔（八坂ノ塔）」		○	
見晴らしの眺め <2箇所>	鴨川に架かる橋からの鴨川、 渡月橋下流からの嵐山一帯		○	
見下ろしの眺め <1箇所>	大文字山からの市街地		○	○

図表 2-1-4-3 眺望景観保全地域指定概要図



(1) 認定・届出の件数の推移

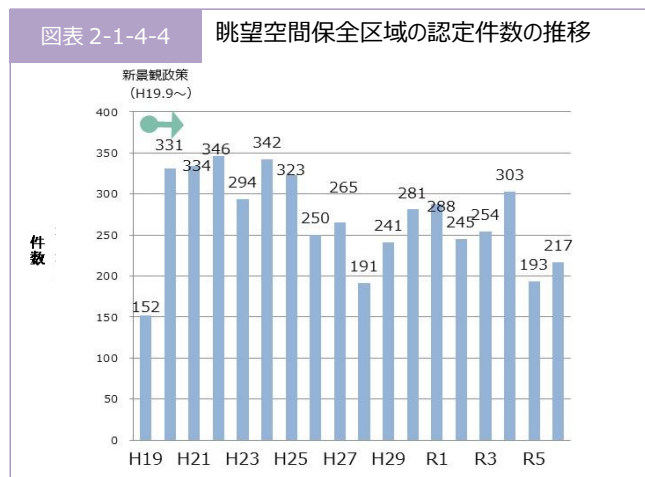
眺望空間保全区域及び近景・遠景デザイン保全区域における令和6年度までの認定件数等の推移及び眺望景観や借景の保全状況は、以下のア、イのとおりです。

眺望空間保全区域の認定件数は新景観制作以降、約200件～300件を推移しています。

なお、近景・遠景デザイン保全区域の届出件数は、平成23年4月から景観政策の進化により、①近景デザイン保全区域の視点場の範囲を境内や庭園の眺めを保全する部分に限定したこと、②地形等により視点場から視認不可で領域が明確に設定できる範囲や、視点場から3km超の範囲内の高さ10m以下の建築物及び工作物等は届出不要としたことから、1,500件程度減少しました。

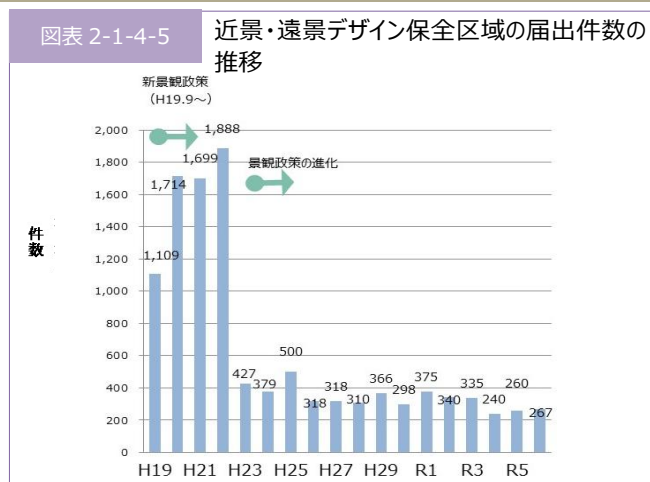
ア 眺望空間保全区域 (認定)

視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域
建築行為等を行う場合にはあらかじめ計画について認定を受けることが必要



イ 近景・遠景デザイン保全区域 (届出)

視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形態、意匠、色彩
についての基準を定める区域（遠景デザイン保全区域の基準は色彩のみ）
建築行為等を行う場合にはあらかじめ届け出ることが必要



(2) 許可の件数の推移

眺望空間保全地域内では、標高の制限を超えるものの視点場からはるか遠方に位置しているなど、眺望景観の保全上支障がないと認める場合には、許可の範囲で標高の規制を超えることを認めており、以下のような許可事例があります。

事例としては、「円通寺」を視点場とする眺望空間保全区域内における標高規制の特例許可が多くを占めており、地域の地形の特性が影響しています。

図表 2-1-4-6 眺望空間保全地域内における許可の事例

視点場	許可物件
「円通寺」	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート柱等の工作物 ● 一戸建て住宅 <p>※「円通寺」の眺望空間保全区域では、比叡山を庭園の中に取り込む円通寺「御幸御殿」の借景を保全するため、建築物の高さは「御幸御殿」の視点場の標高 110.2m を超えてはならない。ところが、この地域の地形の特性上、低層な建築物でもこの標高の制限を超えてしまう場合がある。このようなケースでも、視点場からはるか遠く離れているなど、借景の保全に支障がないものについては許可している。</p>
「賀茂川右岸からの大文字」	<ul style="list-style-type: none"> ● 北大路橋の照明柱 ● 葵橋東詰の照明柱

(3) 景観デザインレビュー

地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生に資するデザインを誘導するため、視点場及び近景デザイン保全区域のうち、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、市長が指定する区域での建築等の計画については、本市との協議、もしくは、専門家も交えた協議を景観申請に先立って行うこととしています。

協議において、建築等の計画地周辺における歴史的資産の価値、周辺地域の歴史や文化、成り立ちといった地域の景観特性を、事業者等と共有することで、地域の景観特性に応じた優れた眺望景観の保全、創出を図っています。

ア 景観デザインレビューの実績

図表 2-1-4-7 景観デザインレビューの実績（件数）

年度	建築物	工作物	建築物のうち、アドバイザー協議件数
平成30年度	31	9	14
令和元年度	49	40	11
令和2年度	55	31	4
令和3年度	44	22	5
令和4年度	47	23	6
令和5年度	43	29	9
令和6年度	49	23	8

(4) 眺望景観や借景の保全 プロファイル

歴史的資産周辺の景観情報（プロファイル）は、事前協議（景観デザインレビュー）制度の対象地域となる27箇所の寺社等の周辺エリアにおいて、事業者等と円滑に協議するうえで共有すべき情報の拠りどころとなる資料として、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、まちの成り立ち等をまとめ、公開しています。

プロファイルは、エリアの概要をまとめた本編のほか、地域との協働による景観づくりを進めるため、地域住民が大切に継承してきた歴史や文化、地域として大切に守っている歴史的資産や景観など、地域ならではの情報をプロファイルに反映する取組として作成した協働版、歴史的資産周辺の景観特性をよりきめ細やかに把握するため、周辺を景観特性ごとにエリア区分し、そのエリアごとに、町並みの特徴や景観形成の方針、建築計画等に求める配慮事項などをまとめた町並み版があります。

図表 2-1-4-8

賀茂別雷神社（上賀茂神社）プロファイル

(本編)

**賀茂別雷神社
(上賀茂神社)周辺エリア**
～上賀茂村・神山・大田神社・御霊橋・明神川～

エリア概要

- 上賀茂及び神山地域は、上賀茂神社を中心とし、その背後の山地を含む地域である。視野は京都盆地の北端にあり、『野』あるいは『原』の地形を形成している。近年、それぞれ市街化が進んできている。
- 上賀茂神社から大田神社までに至る区域は和風農園の建築物が数多く並び、丸山周辺の地区は、昭和に住宅が開発されたため、地区ごとに建物の趣は異なる。

**賀茂別雷神社（上賀茂神社）
(世界遺産)**
平安遷都以前よりこの地に住した賀茂氏の氏神で、祭神として賀茂別雷神を祀る。世界文化遺産である。¹⁾
上賀茂神社の境内は、広大なスペースに拝殿へと導く白い砂の先に茶色の鳥居があり、堂や境内林の緑とのコントラストが美しく鮮やかである。上賀茂神社とその背後の山地からなり、一体的な景観を形成している。



上賀茂神社



Google Earth

上賀茂村
(伝統的建造物群保存地区・界わい景観整備地区)
このあたりは、室町時代から上賀茂神社の神官の屋敷町として町成りが形成されてきたところである。明治維新までの旧集落は、上賀茂神社の神官（社頭と五人）と農家が集住する特殊な性格を持つ集落であった。そこで一般に社家町とよばれるようになった。明治以後は京都の近郊農村の性格を徐々に強め、社家町の性格は薄らいでいった。
しかし、ここ明神川沿いには今日も社家が旧来のまま建ち並び、他所で成りた貴重な社家町が残っている。



神山
上賀茂神社の御神体山として背後に一体的な景観を形成している。



大田神社
上賀茂神社の境外摂社（第3摂社）。地主神を祀ったのが始まりとされている。参道東側の池は大田ノ池とよばれ、野性するカキツバタ群落は国の天然記念物に指定されている。²⁾



御霊橋
明治2年の絵図にも描かれ、上賀茂神社へ向かう道筋の渡河地点に位置。³⁾ 平成27年から数年をかけて、最新の耐震基準を満した橋にするともに、道の幅を広げ、歩行者等の安全性の確保や道路交通の円滑化を図ることを目的として、架け替え工事が行われた。



加茂街道
下鴨社と上賀茂社を結び、賀茂川右岸を築橋から御霊橋を経てさらに東橋に至るまでの道であり、明治2年の絵図には「作り道」と描かれる。現在、葵祭の行列の通り道となっており、二列の落葉樹の並木が見られる。



明神川
賀茂川を主な源流とし、上賀茂神社の境内に入ると、『御手洗川』と呼ばれ、竊に使われ神楽川である。そして、神宮寺山から流れてくる『御手洗川』と合流し、『ならの小川』となって境内を流れ、境内を出ると分派し、『明神川』となり社家町の中を流れる。



■ 観音橋 (境内)
■ 渡河橋 (参道等)
■ 特に留意する通り
■ (白線) エリアの主な通り

上賀茂別雷神社(上賀茂神社)周辺エリア

1

令和7年度京都市景観白書 55

(協働版)

上賀茂学区 (神社周辺)

【周辺の特長】
 ・明神川に沿って美しい社家が並び、社家町としての町並みが現在も残る唯一の地区として、昭和51年京都市の伝統的建造物群保存地区決定、昭和63年国の重要伝統的建造物群保存地区に選定。
 ・東は深泥池、南は植物園、西は賀茂川と豊かな自然に恵まれた地域。
 ・世界文化遺産に登録された上賀茂神社。力キツバタで有名な大田神社など、土地に根付いた信仰の神社・祠がたくさん存在し、年中さまざまなお祭りや行事が催されている。

町並み・風景
 川の木通り (明治2年の地図に見られる)
 西側は社家住宅のほか、数寄屋風住宅、町家、土蔵などが多く立ち並び、町並みを演出する明神川と石橋、土塀、門などが共存し、上賀茂社家町を代表する景観を形成している。
 上賀茂神社から流れ出る明神川沿いの土塀と石橋、明神川の水を引き込み、敷地内に池を作り、そこで禊ぎを行う。邸内社祠を建て、水の神様の貴船神を祀る。山手側は、枯山水の庭を作り、井戸を掘ることで水を得ている。
 上賀茂神社の鳥居より高い建物は建てられなかったため、建物は階層が低く、平屋または階子2階建(2階の天井が低いもの)の建物が多い。
 社家の中には従前は僧院があったところもあり、丸い柱がその名残を残している。重宝門を入ると右手に式台(玄關)左手に次戸口(勝手口)がある。
 家飾りは、家紋を組み合わせ、その上に斗を乗せて棟木を飾る形式と、東と西を縦横に組み合わせる形式の2つに分けられる。いずれも家飾は白漆喰で塗られている。
 長屋門 入母屋造り 瓦葺
 鳥居 土塀
 明神川の地図に見られる通り
 社家、農家、町家、和風の洋式の住宅が混在している。土塀や土蔵などの要素が連なり、落ち着いた通りとなっている。

歴史・物語
 大御流 大御流とは室町幕府の一つで、空海を師とする。さらに、大御流の流れを決む賀茂流があり、社家出の成金、大御流(伝)初代は社家がおられる。上賀茂神社バス停前の「賀茂大社」や上賀茂小学校校庭の神門で書かれている。1-8
 ※古地図などは以下のホームページで閲覧できます。
 京都市 景観情報共有システム 検索

歴史的資産・建物
 上賀茂神社周辺の寺跡 (聖神寺、神宮寺、難波寺、金堂寺、唯明寺、実徳寺、能政寺、大衆寺) 明治時代の奉仕会がされる前まで、上賀茂にも多くのお寺があった。1-7
 落北発所 社家の家に生まれた西池成成氏が「人々を労働から解放したい」という思いのもと、明治41年に静市原則に私費で建設したカネ堂所。水鏡式でガムを有しない方式で、電力は当時、電車にも使われたといわれる。
 上賀茂小学校の門 32年前に鳥居の裏に社家の集会所の門として建てられたもので、明治時代には村役所となり、昭和の初めに現在の場所に移された。
 本専英書院 イギリスの日本学者・法学者であるボンソンプ・リチャードの邸宅跡。日本皇室の神道を全世界に広めるため多くの著作を残した。
 上賀茂神社から移設されたと伝えられる門
 明神川を守る藤木柱は築約500年と言われる。
 上賀茂神社入口の石橋は、明神川は境内では平水として利用することから「御手洗川」とも呼ばれる。神社を出て社家町に入ると明神川になる。

地域活動
 流し屋 上賀茂神社では、縁起神事の後、地元子どもたちの無病息災・交通安全を祈願して、渉沢園の小川で流し屋が行われる。1-8
 明神川行燈フェア 地元子どもたちが作った行燈を明神川に並べて流す。2011年に始まり、今は上賀茂自治連合会主催のイベントとして定着している。1-9

お祭り・伝統行事
 賀茂競馬 ※1 やすらい祭 ※1
 さんやれ祭 (奉在祭) 2月24日、上賀茂地域の農家の十五歳の男子の元服を祝う農業行事。11月から山の神であった神の神と安神される日。子どもたちが年齢によって役割を担い、囃しながら大田神社、上賀茂神社へと練り歩き「あがり」を神様に奉告する。神饌送(荒神を鎮める儀式)でもある。

お祭り・伝統行事
 上賀茂紅葉音頭 江戸時代中期に御所で成立し、明治以降、上賀茂、松ヶ崎、一乗寺、下畑に広まった。庶民の間で流行した踊りや音頭に起源をもち、9月重陽の節に近い週末の夜に上賀茂神社の鳥居前で踊られる。1-4
 すずくさの文化 すぐそばは、300年もの古い伝統をもつ京都を代表するつけものであり、江戸時代には、上賀茂地域の社家の屋敷内のみで栽培・加工し、自家用や貴族へお届けする自慢の贈り物として珍重され、種ごも地所へ持ち出すことは禁じられていた。1-5
 2 上加茂長楽園 昭和初期に創設。黒田辰蔵らが主体となり、この地で民衆活動の拠点となる「上加茂長楽園」を創設した。

(町並み版)

■1 賀茂別雷神社(上賀茂神社)からの眺望景観

【周辺の特長】

- ・上賀茂神社北側は丸山及び本山の森林帯が背景となっており、さらにその背後には御神体山の神山がそびえている。
- ・東側と西側は住宅地となっている。
- ・南側は神社正面として鳥居及び茶店等があり、参拝者向けの玄関口となっている。



1-1 5階から楼門への眺望
：周辺の建築物は見えない。



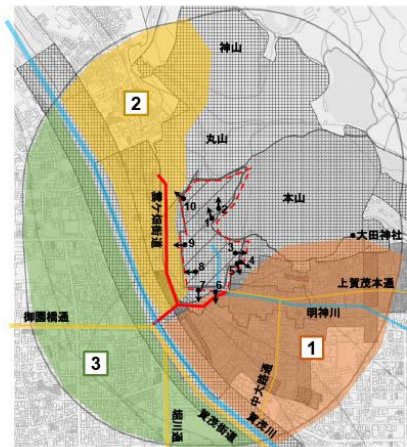
1-2 新宮門前から北への眺望
：周辺の建築物は見えない。



1-3 庁舎北側から東への眺望
：樹木の裏に低層住宅が見える。



1-4 庁舎南側から南東への眺望
：駐車場の向こうに低層住宅が見える。



--- 1 視点場 (境内) --- 2 視点場 (参道等) --- 3 主な通り



1-5 庁舎から南への眺望
：駐車場の向こうに低層住宅が見える。



1-6 視点場南端から南への眺望
：上賀茂本通をはさんで社家が見える。



1-7 一の鳥居から南への眺望
：鳥居前の茶店などが見える。



1-8 参道から西への眺望
：樹木の隙間から賀茂川沿いのマンションが見える。



1-9 社務所前から西への眺望
：樹木の隙間から賀茂川沿いのマンションが見える。



1-10 本殿西側から西への眺望
：霧ヶ橋街道沿いの住宅、中層マンションが見える。

(5) 眺望景観や借景の保全状況

眺望景観保全地域では良好な眺望景観が保全されている

代表的な眺望景観として、眺望景観保全地域の保全状況を継続的に把握しています。



賀茂御祖神社（下鴨神社）

境内地周辺の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



教王護国寺（東寺）

境内の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



境内地周辺の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



清水寺

境内の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



境内の眺め

(指定当初)



(令和7年11月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年11月)



醍醐寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



仁和寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



(指定当初)



(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

高山寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



西芳寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



天龍寺

(指定当初)



境内の眺め

(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



鹿苑寺（金閣寺）

(指定以前)



(鹿苑寺提供)

境内の眺め

(令和7年11月)



(京都市撮影)

境内周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



慈照寺（銀閣寺）

境内の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



境内地周辺の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



龍安寺

境内の眺め

（指定当初）



（令和7年10月）



龍安寺

境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



本願寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和8年3月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



二条城

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



二条城

境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



京都御苑

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



修学院離宮

境内の眺め

(指定以前)



(令和7年10月)



(宮内庁京都事務所提供)

(宮内庁京都事務所提供)

桂離宮

境内の眺め

(指定以前)



(宮内庁京都事務所提供)

(令和7年9月)



(宮内庁京都事務所提供)

境内地周辺の眺め

(指定以前)



(令和7年12月)



北野天満宮

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



知恩院

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年11月)



(指定当初)



(令和7年11月)



境内地周辺の眺め

建仁寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年11月)



東福寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



東福寺

境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



南禅寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年11月)



大徳寺

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



大徳寺

(指定当初)



境内地周辺の眺め

(令和7年10月)



妙心寺

(指定当初)



境内の眺め

(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



相国寺

(指定当初)



境内の眺め

(令和7年12月)



相国寺

境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年12月)



真宗本廟（東本願寺）

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



境内地周辺の眺め

(指定当初)



(令和7年10月)



平安神宮

境内の眺め

(指定当初)



(令和7年12月) 改修工事中



平安神宮

(指定当初)



境内地周辺の眺め

(令和7年11月)



御池通

(指定当初)



(令和7年11月)



四条通

(指定当初)



(令和7年11月)



五条通

(指定当初)



(令和7年11月)



産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り

(指定当初)



(令和7年11月)



濠川・宇治川派流

(指定当初)



(令和7年10月)



琵琶湖疏水

(指定当初)



(令和7年11月)



円通寺

(指定当初)



(令和7年9月)



涉成園

(指定当初)



(令和7年12月)



賀茂川右岸からの東山

(指定当初)



(令和7年12月)



賀茂川両岸からの北山

(指定当初)



(令和7年12月)



桂川左岸からの西山

(指定当初)



(令和7年10月)



賀茂川右岸からの「大文字」

(指定当初)



(令和7年12月)



高野川左岸からの「法」

(指定当初)



(令和7年11月)



北山通からの「妙」

(指定当初)



(令和7年11月)



賀茂川左岸からの「船」

(指定当初)



(令和7年12月)



桂川左岸からの「鳥居」

(指定当初)



(令和8年2月)



西大路通からの「左大文字」

(指定当初)



(令和7年11月)



船岡山公園からの「大文字」

(指定当初)



(令和7年10月)



八坂通からの「法観寺五重塔（八坂ノ塔）」

(指定当初)



(令和7年11月)



鴨川に架かる橋からの鴨川

(指定当初)



(令和7年11月)



渡月橋下流からの嵐山一帯

(指定当初)



(令和7年10月)



大文字山からの市街地

(指定当初)



(令和7年11月)



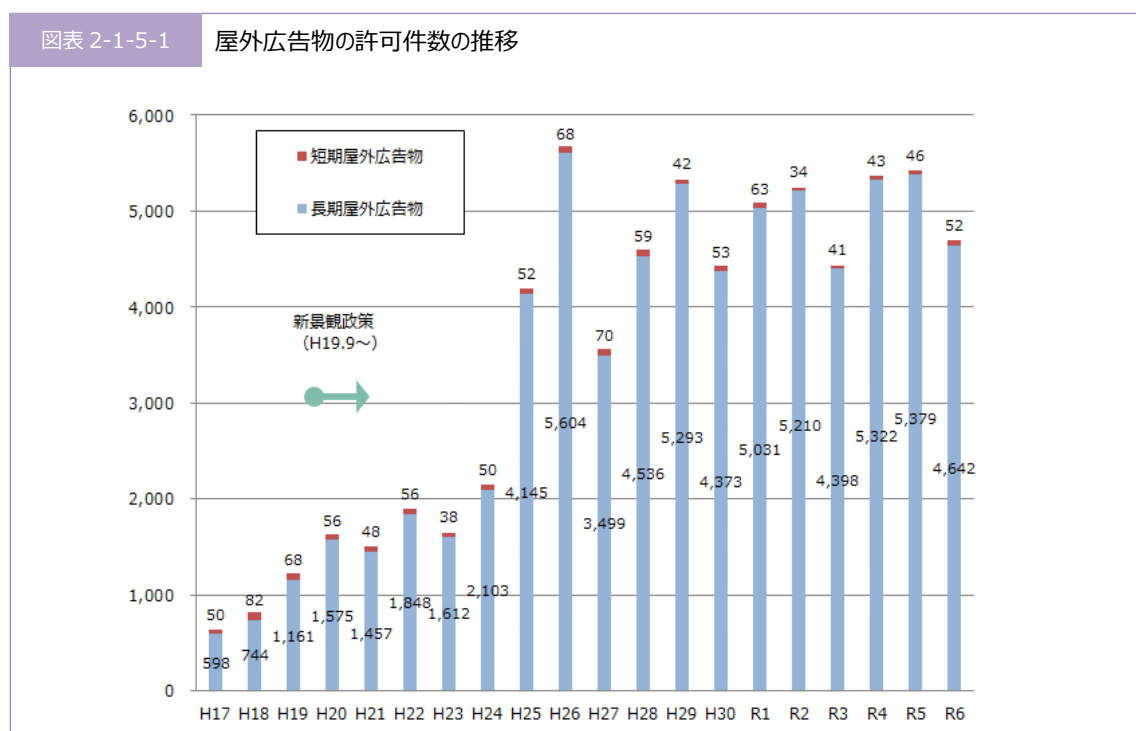
5. 屋外広告物（規制）

都市の景観は、自然や建築物だけでなく、あらゆる都市活動から生み出されるものであり、屋外広告物もその一つです。

京都市では、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、市内全域で屋外広告物規制区域等を指定し、地域ごとの景観特性に応じた屋外広告物に関する許可基準を定めるとともに、屋外広告物の適正化の取組を進めることで、美しく品格のある都市景観の形成を図っています。

（1）屋外広告物の許可件数等の推移

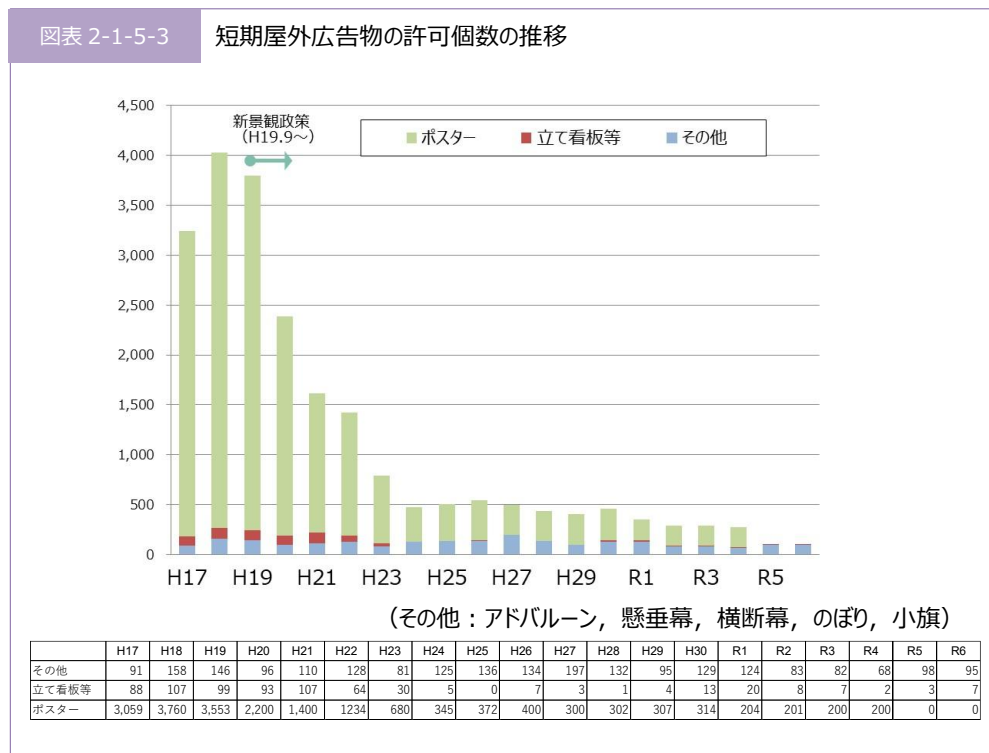
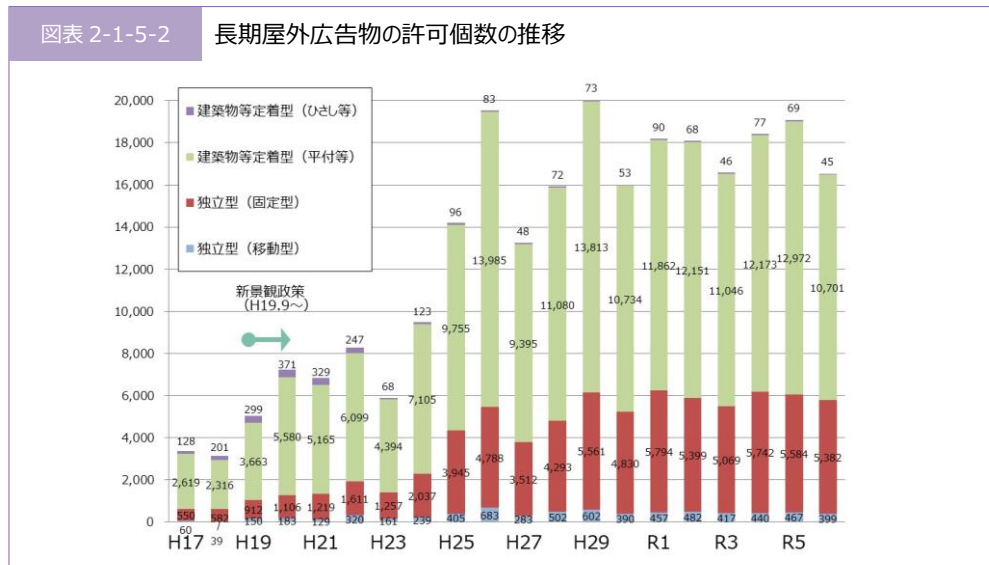
ア 許可件数



屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません。許可には、屋外広告物の種類によってそれぞれ有効期間が定められており、ポスターや立て看板など簡易な屋外広告物は3箇月以内（短期屋外広告物）、建築物などに定着させる屋外広告物などは3年以内（長期屋外広告物）となっています。

平成24年度からの屋外広告物対策の抜本的な取組の強化により、平成25年度以降の屋外広告物の許可件数は、それ以前と比べて大幅に増加しています。

イ 許可個数



屋外広告物の許可申請では、複数個の屋外広告物をまとめて一度に許可申請されることもあります。許可した屋外広告物の個数を計上したものが上図です。

ウ その他の広告物の許可

その他にも、あらかじめ許可が必要なものとして、市内を走る路線バスや鉄道などの車体に表示する「車体広告物」があります。

また、建築物の窓などの室内側から屋外に向けて表示する「特定屋内広告物」については、事前に届出が必要な場合があります。

図表 2-1-5-4 車体広告物の許可件数の推移



図表 2-1-5-5 特定屋内広告物の届出件数の推移



(2) 屋外広告物の許可事例

京都市では、地域ごとの景観特性に応じて定められた、屋外広告物の「表示位置」や「大きさ」、「色彩」などのきめ細やかな基準に基づいて、許可を行っています。許可を受けた事例には、基準を守るだけではない優良な事例やチェーン店の標準仕様のデザインではなく、建物デザインに調和したデザインにアレンジされた事例などがあります。

図表 2-1-5-6 屋外広告物の許可事例

(パティスリー 洛甘舎)



(スターバックス コーヒー 京都西大路店)



(3) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

京都市では、京都のすばらしい景観を将来に引き継ぐため、平成19年9月1日に京都市屋外広告物等に関する条例を改正し、施行しました。

平成24年度からは、屋外広告物適正化の取組を抜本的に強化し、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月末までに、市内全域の適正表示に向け、①屋外広告物制度の定着促進、②是正のための指導の強化と支援策の充実、③京都にふさわしい広告物の普及啓発を3本柱とし、集中的に取り組みました。

その結果、平成26年9月の条例完全施行時には、8割を超える屋外広告物が条例の趣旨に沿った形で表示いただくことができました。

さらに、残る広告物についても、引き続き是正指導に取り組んだ結果、令和7年3月末時点では、適正表示率は9割を超え、45,000件を超える屋外広告物が適正に表示されるようになりました。

また、新たな違反広告物への対策として、令和4年度から市内中心部や主要駅、歴史遺産周辺等のパトロールを実施し、違反広告物の早期発見と解消に取り組んでいます。

図表 2-1-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)



(適正化後)

